

(仮称) 福井市障がい者情報コミュニケーション条例 素案

(前文)

全ての人は、必要な情報を得て、自らの意思を伝え、他者と意思疎通を図りながら、地域社会の一員として生活しています。

障がいのある人にとって、情報の取得や意思疎通の方法は、障がいの種類や特性に応じて様々であり、そのための環境が整っていないことにより、社会参加が妨げられる場合があります。

国及び地方公共団体においては、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するため、必要な情報を十分に取得し、利用するとともに、円滑に意思疎通を図ることができるよう、施策を総合的に推進することが求められています。

また、社会の進展や技術の発達により、情報の伝達手段は多様化しており、一人ひとりの状況に応じた対応が可能な環境づくりが重要となっています。

私たちは、障がいの有無にかかわらず、誰もが必要な情報を円滑に受け取り、意思疎通を図ることができる社会を目指します。

ここに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、市民一人ひとりが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与するため、この条例を制定します。

第1章 総則

第1条 (目的)

この条例は、障がい者による情報の取得及び利用並びにコミュニケーションに関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず誰もが必要な情報を取得及び利用並びに自分の意思を伝え、ともに生きる社会の実現を図ることを目的とする。

第2条 (定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) コミュニケーション 人々が相互に情報又は意思を伝達し、共有し、及び理解し合うことをいう。
- (3) 社会的障壁 障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。
- (4) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段 手話言語(触手話及び弱視手話を含む。)、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、口話、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、情報通信機器その他障がいの特性に応じて利用される意思疎通又は情報の取得のための手段をいう。
- (5) 合理的配慮 市及び事業者が、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、過度な負担にならない範囲で、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう行う必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。
- (6) 意思疎通支援 障がい者と他者との円滑なコミュニケーションの支援をいう。

第3条 (基本理念)

障がい者による情報の取得及び利用並びにコミュニケーションに関する施策の推進は、次に掲げる理念を基本として推進するものとする。

- (1) 障がい者による情報の取得及び利用並びにコミュニケーションの手段については、可能な限り、その障がいの種類及び特性に応じて自ら選択することができること。
- (2) 全ての障がい者が、必要とする情報を十分に取得し、利用するとともに、円滑にコミュニ

ケーションを図ることができること。

- (3) 障がい者が取得する情報については、可能な限り、障がいのない者が取得する情報と同一の内容の情報を、同一の時点において取得することができること。
- (4) 障がい者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、建設的対話による相互理解の下、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応すること。
- (5) デジタル社会において、全ての障がい者が、情報通信技術の利活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑にコミュニケーションを図ることができるようにすること。

第2章 責務及び役割

第4条（市の責務）

市は、基本理念にのっとり、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 多様なコミュニケーション手段が選択できる環境の整備
施策の方向1 個別施策3 施策1, 施策2, 施策3, 施策4
- (2) 合理的配慮に関する理解の促進
施策の方向1 個別施策1 施策1, 個別施策2 施策1 施策7, 施策8
- (3) 教育機関との連携による障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する理解及び啓発
施策の方向1 個別施策1 施策3
- (4) 意思疎通支援を行う者の確保及び養成
施策の方向1 個別施策3 施策3, 施策4
- (5) 災害時その他の緊急時における情報伝達体制の整備
施策の方向4 個別施策2 施策1, 施策2, 施策3, 4, 施策5, 施策6

第5条（市民の役割）

市民は、基本理念にのっとり、障がい者が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするため、次に掲げる事項に留意し、市の施策に協力するよう努めるものとする。

- (1) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深めること。
- (2) とともに地域で暮らす一員として、意思疎通への配慮を大切にすること。

第6条（事業者の役割）

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、障がい者が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるよう、次に掲げる事項に留意し、市の施策に協力するよう努めるものとする。

- (1) 障がい者の情報の取得及び意思疎通に関する理解を深めること。
- (2) 障がい者が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるよう、合理的配慮を行うこと。

第3章 施策の推進

第7条（情報提供及びコミュニケーション支援の推進）

市は、障がい者が必要とする情報を十分に取得し、利用するとともに、円滑な意思疎通を図ることができるよう、次に掲げる施策を定め、総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 市職員及び障がい者の支援に関わる関係者に対する情報提供及びコミュニケーション手段に関する理解の促進に関する施策
施策の方向1 個別施策1 施策1, 個別施策3, 施策1, 施策3
- (2) 障がい特性に応じた情報の取得と利用環境の整備に関する施策
施策の方向1 個別施策3, 施策1, 施策2

(3) 行政情報の分かりやすい提供に関する施策

施策の方向1 個別施策2, 施策7, 個別施策3 施策1

(4) 情報通信技術、補助機器等の活用の推進に関する施策

施策の方向1 個別施策3 施策2

(5) 手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援に関する施策

施策の方向1 個別施策3 施策3

(6) 意思疎通支援を担う人材の確保及び養成に関する施策

施策の方向1 個別施策3 施策4

第8条（合理的配慮の推進）

市は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で対応するため、次の各号に掲げる施策について定め、実施するものとする。

(1) 障がいの特性に応じた合理的配慮の推進に関する施策

施策の方向1 個別施策1, 施策1

(2) 障がいを理由とする差別の解消に関する施策

施策の方向1 個別施策2 施策1

(3) 市職員による合理的配慮の合理的配慮の提供に関する理解の促進に関する施策

施策の方向1 個別施策2, 施策7

(4) 事業者による合理的配慮の提供に関する理解の促進に関する施策

施策の方向1 個別施策2 施策8

第9条（災害時等における情報保障）

市は、障がい者が災害時その他緊急時において、その障がいの特性に応じた手段により必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

施策の方向4 個別施策2 施策2, 施策5, 施策6

第10条（関係者との連携）

市は、基本理念に基づき、国、他の地方公共団体、事業者その他関係機関と連携し、障がい者による情報の取得及び利用並びに障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、前項の施策を講ずるに当たっては、障がい者、障がい児及びその家族その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

第4章 補則

第11条（委任）

この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。